

電気工事業の廃止届のご案内（登録）

電気工事業を廃止した場合、廃止した日から 30 日以内に届けなければなりません。

罰則規定について

廃止の届出をせず、または虚偽の届出をした者は、電気工事業法第 42 条により 1 万円以下の過料が処せられる。

1 届出に必要なもの

（１）電気工事業廃止届出書（様式第 12）

（２）電気工事業者登録証

※登録証を紛失された方は顛末書を添付してください。

2 届出方法

持参または郵送による。

申 請 先：滋賀県電気工事工業組合

〒525-0041 草津市青地町 299 番 1 号

受付時間： 9：00 ～ 17：00（土・日・祝日・年末年始を除く。）



3 記入上の注意点

（１）電気工事業廃止届出書（様式第 12）の氏名または名称を記入する欄には、法人の方は法人名、個人の方は個人名（営業所名ではありません）を記入してください。

（２）電気工事業廃止届出書（様式第 12）の電話番号を記入する欄には、日中につながる番号を記入してください。

（３）記入方法について、不明な点があれば、滋賀県電気工事工業組合(TEL:077-562-2069)までお問い合わせください。

届出の内容に不備がないか、届出前にいま一度お確かめください。

申請・お問い合わせ先

滋賀県電気工事工業組合
〒525-0041 草津市青地町299番1号
TEL:077-562-2069
FAX :077-562-2081
E-mail:info@shigadenkouso.or.jp

電気工事業廃止届出書

×整理番号	
×受理年月日	

年 月 日

滋賀県知事 様

郵便番号 〒 ー
住 所
氏名または名称
法人にあっては代表者の氏名
電話番号 () ー

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第 11 条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録の年月日および登録番号

年 月 日 滋賀県知事登録 第 号

2 事業を廃止した年月日

年 月 日

3 事業を廃止した理由

(備 考)
1. この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2. ×印の項は、記載しないこと。

(以前に持っていた登録証を紛失された方)

顛 末 書

年 月 日

滋賀県知事 様

住 所

氏名または名称

法人にあっては代表者の氏名

この度、私は、下記の理由により電気工事業者登録証を紛失してしまいました。今後、紛失した登録証が発見された時は、速やかに返納いたします。

1 紛失理由

2 登録の年月日および登録番号

年 月 日 滋賀県知事登録 第 号